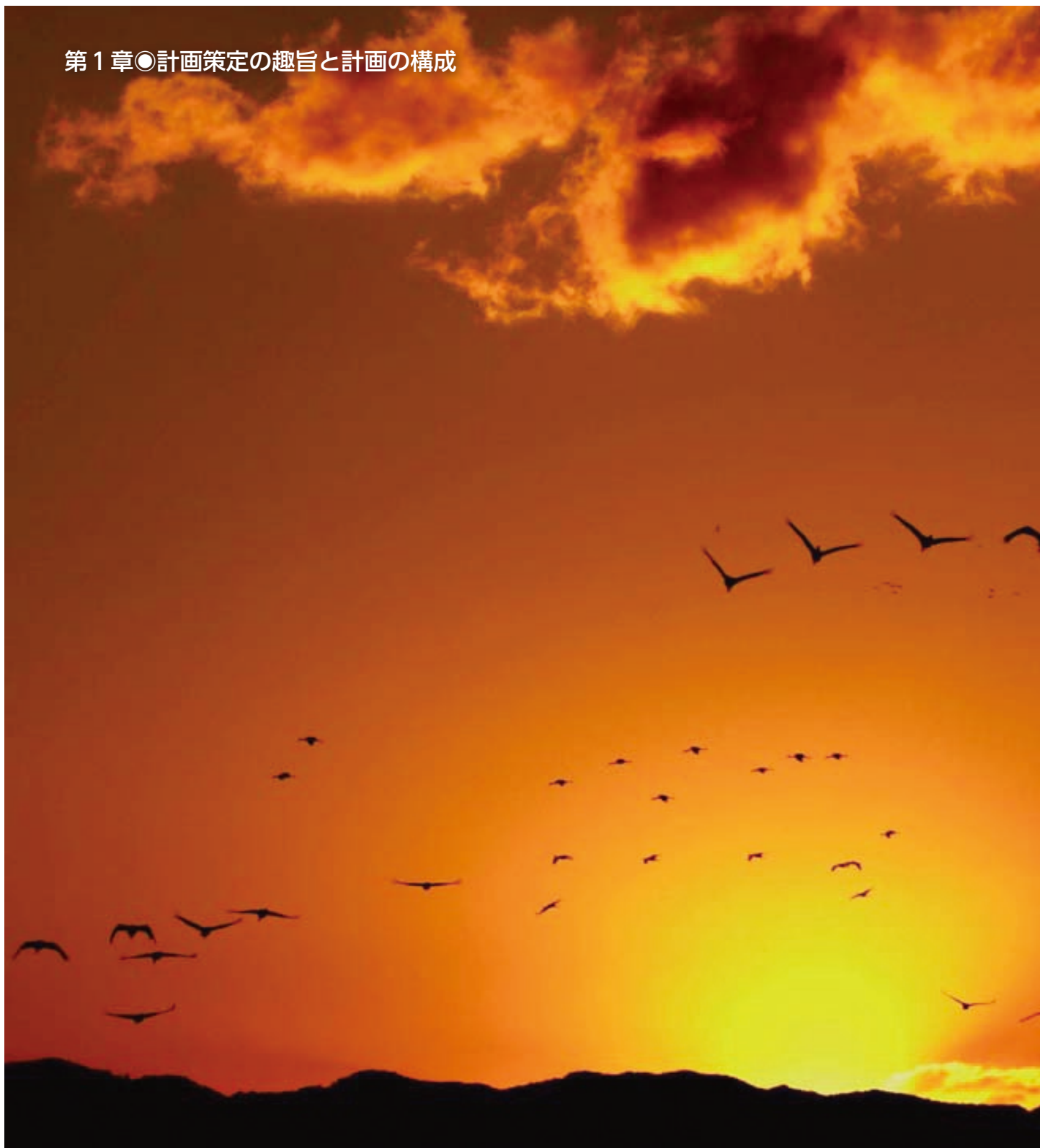


# 第1編 序論

第1章◎計画策定の趣旨と計画の構成



## 第1章

# 計画策定の趣旨と計画の構成

- ◎第1節 計画策定の趣旨
- ◎第2節 計画の役割
- ◎第3節 計画の構成と期間





## 第1章 計画策定の趣旨と計画の構成

### 第1節 計画策定の趣旨

本市の第一次出水市総合計画は、平成20年3月に策定され「人々の知恵と活力で築くまちづくり」を基本理念に掲げ、「人と自然が融和したにぎわいある元気都市 出水市」を将来都市像に描き、目標年次を平成29年度と定め進めてまいりました。

本市を取り巻く社会経済情勢は、少子高齢社会の進展はもとより、地方財政は今後より一層厳しさを増していくものと予想されます。

このような中、多様化する市民ニーズや市民意識の変化に的確に対応するため、積極的な情報提

供や把握に努め、市民生活に効果的な事業の展開が必要となっています。

今回、前期基本計画が平成24年度で終了することから、今後5年間を見据えた後期基本計画を策定いたしました。

出水市総合計画後期基本計画は、本市の将来像とそれを達成するための諸施策の基本方針をより詳細かつ具体的に定め、市勢のさらなる発展と市民福祉の一層の向上を図るため作成するものです。

### 第2節 計画の役割

総合計画は、市民と行政が協働で計画を策定し、共通の方向性・目標に向かって行動し、市民と一体となったまちづくりを進めるための、最も基本となるまちづくりの指針です。このため、本市の

目標とする将来像を明らかにし、その実現のための政策の柱を設定するとともに、施策展開の全般にわたっての基本的な方向付けを行うものです。

### 第3節 計画の構成と期間

#### 1 基本構想

基本構想は、本市の将来像とそれを達成するための諸施策の基本方針を示したもので、目標年次は、平成29年度とします。

#### 2 基本計画

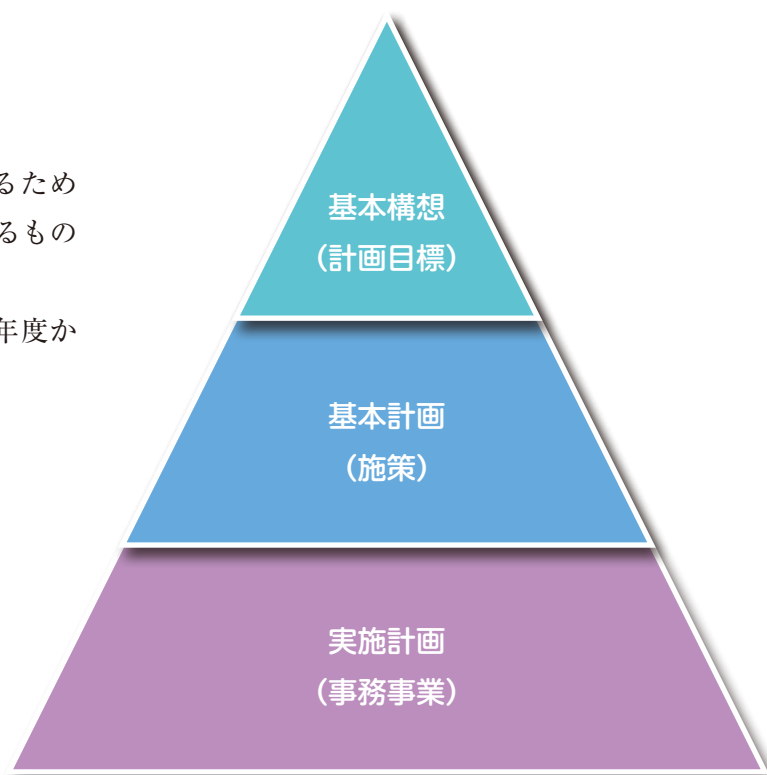
基本構想で示された将来像を実現するために、その基本的な施策の展開方向を定めるものです。

後期基本計画の計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。

#### 3 実施計画

基本計画を効果的に推進するため、具体的な施策・事業の年次計画を定めるもので、毎年度の予算編成の指針となるものです。

実施計画の計画期間は3年間とし、その時々々の諸事情の変化等を勘案し、ローリング方式で策定します。



#### 計画期間

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
基本構想 (計画目標)	→									
基本計画 (施策)	前期基本計画 →					後期基本計画 →				
実施計画 (事務事業)	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→